

早田小学校PTA慶弔規定

昭和32年4月19日制定

平成2年2月26日改正

平成23年5月14日改正

平成26年5月10日改正

第一条（慶 祝）

学校職員が結婚したときは、祝電をうち、祝意を表す。

第二条（弔 意）

1. 児童が死亡したときは、会長及び学年代表が会葬し、香典10,000円と生花一对を贈り弔意を表す。
2. 学校職員が死亡したときは、会長及び役員が会葬し、香典5,000円を贈り弔意を表す。
3. 会員が死亡したときは、会長または代理者及び学年委員が会葬し、香典5,000円を贈り弔意を表す。
4. その他、各項によりがたい場合は、役員で弔意を表す方法を協議する。

第三条 その他、各条によりがたい特別の事情があると認める場合は、その都度役員で協議する。

附則 本規定は平成2年2月26日より施行する。

本規定は平成23年5月14日より施行する。

本規定は平成26年5月10日より施行する。